
賃 金 規 程

有限会社 まごのて

2006年 4月 1日 制定実施

2024年 4月 1日 最終改定

賃 金 規 程

第 1 章 総 則

(適 用 範 囲)

第 1 条 この規程は、就業規則第 44 条に基づき、従業員の賃金等について定めたものである。

(賃 金 の 構 成)

第 2 条 賃金の構成は次のとおりとする。

基本給
扶養手当
通勤手当
時間外・休日・深夜勤務手当
夜勤手当
資格手当
役職手当 [H29.4.1 追加](#)
賞 与

(賃金締切日および支払日)

第 3 条 賃金は、当月 1 日から起算し、当月末日に締切って計算し 翌月 15 日 (支払日が休日の場合はその前日。) に支払う。 [R4.7.1 改定](#)

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、従業員（従業員が死亡したときはその遺族。）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(1) 従業員の死亡、退職又は解雇の場合

(2) 従業員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とする場合

(3) 従業員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上にわたって帰郷する場合

(賃金の計算方法)

- 第 4 条 遅刻、早退又は欠勤などにより、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給を支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。
2. 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。
 3. 賃金締切期間の途中に入社又は退職した者に対する当該締切期間の賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

(賃金の支払方法)

- 第 5 条 賃金は通貨で直接従業員にその全額を支払う。但し、従業員の同意を得た場合は、従業員本人の口座に銀行振り込みとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げたものは支払いのとき控除する。
 - (1) 所得税・社会保険料その他法令で定められたもの。
 - (2) 従業員代表との書面で協定したもの。
 - ①親睦会費
 - ②給食費
 - ③財形貯蓄積立金
 - ④会社施設の利用代金
 - ⑤会社借上げ社宅費
 - ⑥会社貸付金の返済金

H20.2.8 改定

R4.5.10 改定

第 2 章 基 本 給

(基 本 給)

- 第 6 条 基本給は、従業員の勤務形態により次の通り支給する。
- (1) 就業規則第 1 条の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号、及び第 4 号に定める従業員
月給制
 - (2) 就業規則第 1 条の 2 第 2 項第 3 号に定める従業員
時給制

(基本給の決定)

第 7 条 基本給は、本人の能力、経験、技能および作業内容などを勘案して各人ごとに決定する。

(賃金の額の改定)

第 8 条 賃金額の改定は、基本給について行うものとし、原則として 毎年 1 回定期に 技能、勤務成績等を評価して行う。ただし、会社の業績などをも勘案してその実施の時期を変更することがある。

H29.4.1 改定

(事業場内最低賃金)

第 8 条の 2 当社におけるもっとも低い賃金額は、時間額又は時間換算額 893 円とする。ただし、最低賃金法第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

2. 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を参入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。

第 3 章 諸 手 当

(割増賃金)

H29.4.1 項目名変更

第 9 条 所定勤務時間を超えて又は休日に勤務した場合には労働基準法の定めるところにより時間外勤務手当又は休日勤務手当を、深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間。）において勤務した場合は深夜勤務手当を、それぞれ次の計算により支給する。

時間外勤務手当	$\frac{\text{基本給} + \text{資格手当} + \text{役職手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
法定休日勤務手当	$\frac{\text{基本給} + \text{資格手当} + \text{役職手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$
法定外休日勤務手当	$\frac{\text{基本給} + \text{資格手当} + \text{役職手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{休日勤務時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{基本給} + \text{資格手当} + \text{役職手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$

2. 所定勤務時間を超えて、又は法定休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ、時間外勤務手当又は休日勤務手当と深夜勤務手当で合計した割増賃金を支給する。
3. 所定勤務時間外及び所定休日外の勤務について届出、又は報告が無い場合は原則として時間外勤務および休日勤務と認めない。

(夜 勤 手 当)

第10条 夜勤勤務者に対しては、深夜勤務手当に代えて夜勤手当を支給する。夜勤手当は1回の夜勤勤務につき、各施設の入居者数及び必要な介護の程度により、2,500円～4,800円とする。

H20.2.8 改定

H24.4.1 改定

R4.5.10 改定

(扶 養 手 当)

第11条 扶養手当は、健康保険法で認定された次の被扶養者を有する場合に支給する。ただし、子については2人までとする。扶養手当を申請する者は、扶養手当申請書を提出しなければならない。

配偶者（内縁を含む。）	月額5,000円
満18歳の年度末までの子1人に付	月額3,000円

2. 前項の扶養手当は、月初において該当する者について支給する。

(通 勤 手 当)

第12条 通勤手当は、毎日通勤する者で定期券を購入する者に対し、定期券購入費に相当する金額を支給する。ただし、購入費が月額18,700円を超える場合には、18,700円とする。（通勤距離が片道2km未満であるものを除く）車通勤する者には下記の通勤手当支給基準表の通り支給する。（非課税通勤費）

距離区分	支給額
k m以上 k m未満	円
0～2	0
2～5	2,100
5～10	4,200
10～15	7,100
15～20	12,900
20～	18,700

H29. 4. 1 改定

2. パート労働者の通勤手当は、1項の通勤手当支給基準表と当社の月平均労働日数(22.5日)により、下記の通勤手当支給基準表の通り支給する。(非課税通勤費)

距離区分	支給額／1日
k m以上 k m未満	円
0～2	0
2～5	95
5～10	190
10～15	315
15～20	570
20～	830

H20. 2. 8 追加

H29. 4. 1 改定

(資格手当)

第13条 資格手当は次の資格保持者について、その資格を証明した場合に支給する。

2. 資格取得日が1ヶ月以上前の資格については、報告後初めて到来する給与計算期間の初日を資格取得日とみなす。
3. 複数の資格保持者については、その資格の種類に応じた資格手当の額を合計した額を支給する。

資格の種類	資格手当の額
介護福祉士	5,000
介護支援専門員	4,000
社会福祉士	5,000
看護師	5,000
准看護師	4,000
社会福祉主事	4,000
管理栄養士	4,000
栄養士	3,000
理学療法士	4,000
作業療法士	4,000
精神保健福祉士	3,000
保育士	5,000
児童発達支援管理者	5,000

H23.4.1 改定

H27.7. 保育士追加

R6.4.1 改定

(役職手当)

第13条の2 役職手当は、管理監督の地位にある者に対し、別表のとおり支給する。

H24.4.1 追加

(介護職手当)

第13条の3 介護職手当は、福祉・介護報酬における介護職員処遇改善加算を前提として、介護職に従事する職員に対し支給する。

2. 削除

H22.4.1 追加

R4.5.10 変更

(処遇改善支援手当)

第13条の4 処遇改善支援手当は、介護職員処遇改善支援補助金（令和4年10月以降新たな処遇改善加算）を原資として支給する。

2. 支給額は、正職員は5,000円から8,000円の範囲で、パート職員は月額1,000円から3,500円の範囲で個別に決定する。
3. 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。
4. 交付額に不足が出た場合は、処遇改善加算の一部を原資とすることができる。
5. 交付額が余った場合には、一時金として交付額を上回るように支給するものとする。

R4.5.10 追加

(育児・介護休業等の賃金)

第14条 就業規則第26条の育児・介護休業等により休んだ期間の賃金については育児・介護休業規程による。

(特別休暇の賃金)

第15条 就業規則第28条の特別休暇により休んだ期間については、通常の賃金を支払う。

(その他の休暇の賃金)

第16条 就業規則第20条から第25条、および第27条の休暇等により勤務しなかった時間又は日の賃金については、支給しないものとする。

(休職期間中の賃金)

第17条 就業規則第32条の休職期間中の賃金については、支給しないものとする。

第 4 章 賞 与

(賞 与)

第18条 賞与は、毎年8月、12月の賞与支給日に在籍する従業員に対し、会社の業績、従業員の勤務成績等を勘案して支給する。賞与支給日は、毎年その都度定める。ただし、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、又は支給しないことがある。

付 則

1. この規程は令和 6年 4月 1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合は、従業員代表の意見を聴いて行う。

平成18年	5月	1日	制定実施
平成20年	2月	10日	改定実施
平成22年	4月	1日	改定実施
平成23年	4月	1日	改定実施
平成24年	4月	1日	改定実施
平成24年	8月	1日	改定実施
平成27年	10月	1日	改定実施
平成29年	4月	1日	改定実施
令和 4年	5月	10日	改定実施
令和 4年	7月	1日	改定実施
令和 5年	10月	1日	改定実施
令和 6年	4月	1日	改定実施